令和4年(ワ)第30623号 損害賠償請求事件

原告 桜井康統

被告 株式会社三田ホールディング 外1名

# 第2準備書面

2023年5月16日

東京地方裁判所民事第 43 部合 B6 係 御中

原告 桜井康統

# 第1 被告ら第1準備書面に対する反論等

以下、必要な範囲に絞って、被告ら第1準備書面に対する反論を行う。なお、 従前定義した用語(略語)は、本書面においても、その定義した通りの意味で用いる。

- 1 「第1 原告の録画の提出により明らかになった事実 」に対して
- (1) 「1 原告による録画の提出」に対して

乙第 5 号証の反訳について、会話が被っている箇所に限らず、全体的に抜けが散見され正確とは言えないため、裁判所におかれては、動画のデータを直接確認されたい。多忙な裁判所に動画データを直接確認していただく煩を課すことについては恐縮至極であるものの、被告 の舌打ち、原告の発語の態様(抑揚)、その他反訳からは得られない動画から得られる知覚情報を通じて厳密な事実認定を求める次第である。

原告は、訴状作成時には、原告自ら録音を聞き取る作業が苦痛であったため、

知人に行ってもらった文字起こしを活用したものの、第 1 準備書面において引用した「IMG\_8291.MOV」に対応する反訳については、自ら聞き取った上で正確に行なっている。本件クラブラウンジの外に移動する前の録音に関する乙第 5 号証の1においては、「本日お帰りください」との台詞が一度しか登場していないが、原告第 1 準備書面 P16 に示した反訳とおりの流れで、被告によいが、原告第 1 準備書面 P16 に示した反訳とおりの流れで、被告によい、本件クラブラウンジの中で原告に対し、「本日お帰りください」と 2 回言った。原告は、他に録画しておらず、録画は全て提出済みである。

# (2) 「2 被告らは宿泊拒否をしていない」に対して

### ア「(1) 宿泊拒否とは」に対して

被告らは、宿泊拒否とは、①宿泊者に宿泊意思があるにもかかわらず、②宿泊 施設が当該意思に反して、宿泊を拒否する旨の意思の表明を行い、③宿泊施設の 意思に従わせることが必要であると述べる。

原告もこの規範を概ね肯定するが、①の宿泊意思は②の宿泊拒否する旨の表明がなければ有していたということで足り、②の表明は、「宿泊拒否」するという直接的な文言が用いられなくても、かかる表明を受け止めた相手方において、社会通念上宿泊が拒否されたと認識される程度の言辞が認められれば、肯定され、③については②の表明により結果的に宿泊施設の意思に従わざるを得なくなったことで充足すると考える。

いずれにしても、以下被告ら第 1 準備書面に反論する形で詳述するとおり、原告は、その従前有していた、宿泊意思にもかかわらず、被告 の言辞によって、結果的に宿泊拒否の意思に従わざるを得なくなったため、宿泊拒否がなされたことは明らかである。

#### イ「(2) 被告の発言について」に対して

本件クラブラウンジ内に着席する原告に対して被告が発した「本日

お帰りください。」という台詞は、一義的であって、本日帰れば、宿泊できないことは明らかであるから、被告らの宿泊拒否していないという主張は詭弁である。本訴訟で組成されている Teams にアップロードされた、「IMG\_8291.MOV」「IMG\_8292.MOV」「IMG\_8293.MOV」の動画における被告として、及びロイヤリティーマネージャーと原告とのやり取りは、個別の発言内容及びその全体の流れからして、原告において、明確に本件ホテル側から宿泊拒否されたと認識するに十分と言わざるを得ない。

具体的には、被告 べい、「お帰りは何時ごろになりますでしょうか。」「お帰りは何時ごろになりますでしょうか。」「お帰り、お帰り、何時ごろになりますでしょうか。」と原告の発言を遮るように畳みかけ、「お荷物は上にありますか。」「ないですか。では、上、あの、カードキー。」「カードキーお願いしてもいいですか。お部屋のカードキーお願いしてもいいですか。」(乙5の3)と急かしてカードキーを取り上げている。被告らは、「およそ宿泊拒否をする対象者に対する対応を取っていない。」と主張するが、このような対応をされて宿泊できる者は存在しない。不可能である。

それに先立ち、被告

べ、妻の前で原告に対して「着けないなら警察を呼びますよ」と述べ、妻の誕生日兼原告ら夫婦の結婚記念日のめでたい雰囲気を台無しにしただけでなく、その言葉について一言の謝罪もせず、その後も明確には自身の発言を認めることすらしなかった。原告が、その後、被告

が明確には認めなかったものの、発言を否定せず、「あの、いくらでも呼べる。いくらでも警察呼べますよ。こちら、ホテルなので。」(乙5の2)と述べていることから、被告

が「着けないなら警察を呼びますよ」を発言したことは明らかである。このような経緯にも関わらず、原告が自らの意思で宿泊を望まなかったとい

うのは詭弁でしかない。被告らの法的評価が正当であるとすれば、宿泊拒否はおよそあり得ないことになる。また、被告らは、「ポイントの返却処理」を宿泊拒否していない理由として挙げるが、原告が自らの意思で勝手に帰ったのであればポイントの返還がなされることはないのであるから、被告らの指摘する事実は、本件ホテル側から宿泊拒否がなされたことを裏付ける。

そして、原告に本件クラブラウンジの利用資格がないのであれば、それこそ実際に警察沙汰にすればよかったのであるが、そうはならなかった事実からしても、本件ホテル側で、原告の本件クラブラウンジの利用資格が問題になっていないことは明らかである。部屋番号が確認できなかったことは、被告というが後付けで宿泊拒否の言い訳にしているに過ぎず、原告第1準備書面 P9 に述べたとおり、原告の本件クラブラウンジ利用資格については問題になっていないのである。

これを裏付けるように、被告 は、結局、「マスクをしないし。」「マスクしないし、で、他のお客さまにご迷惑を掛けるので。」(乙5の2)とマスクが宿泊拒否の原因であることを事実上認めるに至った。また、ロイヤリティーマネージャーも、名前で本件利用資格の確認が済んでいる旨確認した後に、「はい。で、それで、あの、マスクのことを言ったら、マスクは着用しないと●●」「それは、どう、ど。な、あの、なぜでしょうか。」と改めて原告のマスク不着用を問題としている。そもそもマスクを着用していれば原告はいかなる理由でも宿泊拒否されていない。本件宿泊拒否は、被告 がマスクを着用しない原告に執拗にマスク着用を求め続け、「着けないなら警察を呼びますよ」と脅し、それでもマスク着用を固辞し、「着けないなら警察を呼びますよ」と発言したことに対して謝罪を求める原告に対して、結局当該発言を認めないまま、「お帰りは何時ごろになりますでしょうか。」「お帰りは何時ごろになりますでしょうか。」

「お帰り、お帰り、何時ごろになりますでしょうか。」「お帰り、何時ごろになりますでしょうか。」お荷物は上にありますか。」「ないですか。では、上、あの、カードキー。」「カードキーお願いしてもいいですか。お部屋のカードキーお願いしてもいいですか。」と、追い出しただけのことである。

# ウ 「(3) 原告自らが帰宅する旨述べた点について(宿泊者の宿泊意思の不存在ないし宿泊申込みの撤回)」について

被告らは、「原告が帰宅する旨述べた部分は、録画として原告から提供されてはいないものの、被告 及びロイヤリティーマネージャーが対応した際に、原告が自ら帰る(宿泊しない)と述べたことは事実である。」と主張するが、 虚偽である。少なくとも、いつどのタイミングで原告が「帰る」と言ったのか明らかにされたい。原告は、一度も自ら「帰る」とは言っていない。

被告らは、「原告が隣の客とトラブルになったことから、食事時間を延ばす延長することを約束しつつ、一旦離席することを促した被告 に対し、原告は『絶対に移動しません。』と述べた(乙5の15頁22行~6頁4行目)。また、被告モハメドが『お掛けになっていただいて。』とソファーへの着席を勧めたことに対し、『嫌です。』『座りません。私は自分が何をするのかを私が決めるので。』『あなたの指示命令には 従いません。』と語気強く述べた(乙5の21頁10行目~20行目)。こうした原告が、仮に被告 が宿泊拒否をしたのであれば、易々と受け入れたはずはない。」と主張するが、原告の語気が鋭くないのは Teamsにアップされた動画で確認できる。それはともかく、「仮に被告 が宿泊拒否をしたのであれば、易々と受け入れたはずはない。」との主張は意味不明である。宿泊拒否とは評価概念であって、被告 の言動は、既に述べたとおり、マスクを着用しない原告に執拗にマスク着用を求め続け、「警察を呼びます」と脅し、それ以降は「IMG\_8291.MOV」「IMG\_8292.MOV」「IMG\_8293.MOV」

の動画の内容のとおりである。

これら被告

の言動を受けて、原告が自らの意思で宿泊しなかったというのは言葉遊びであって、厳密な事実認定とはいえない。すなわち、原告らは、事件当日の19時30分から、本件ホテル内のレストラン『ザ・テラス』を予約しており、予約時間を本件チェックイン担当者から確認している。食事時間を延ばすもなにも、警察を呼ぶとまで言われてマスク着用を強制される状態では、『ザ・テラス』でもまともに食事ができない。被告らからは、原告の部屋に食事を運ぶなどの提案もなかった(訴状 P8)。そもそも警察を呼ぶと言われたことで原告夫婦間の空気も気まずくなっている。本件クラブラウンジの外に出てからも、被告

は、警察を呼ぶと言ったこといついて謝罪しないばかりか、明確に認めることすらしなかった。かえって、被告

は、「お帰りは何時ごろになりますでしょうか。」「お帰り、お帰り、何時ごろになりますでしょうか。」「お帰り、何時ごろになりますでしょうか。」お荷物は上にありますか。」「ないですか。では、上、あの、カードキー。」「カードキーお願いしてもいいですか。お部屋のカードキーお願いしてもいいですか。」と、原告らを追い出しただけのことである。

たしかに、これらの発言の途中で、原告はもう帰ろうと考えたが、それは何も 自ら望んでそう考えたわけではない。端的に、被告 から、宿泊拒否され たからである。

#### (3) 「3 本件トラブルは原告のマスク不着用が理由ではない」に対して

被告らは、原告がマスク不着用のままチェックインできていることを理由に、マスク不着用が原因ではないと述べているが要領を得ない。すなわち、被告のいうところの本件トラブルは、本件クラブラウンジ内で原告がマスク不着用であったことが原因である。そして、既に述べたとおり、それが原因で本件宿泊拒否

が起きた。

次に、被告らは、「ただ単に、被告 に対し『警察を呼ぶと言った』との言質を取るために、繰り返し質問しているが、これに対し、被告 は『警察を呼ぶとは言っていません。』と述べるなどして、一貫して否定した。」と主張するが、要領を得ない。この期に及んで虚偽の答弁を行おうという趣旨なのか。改めて確認するが、被告 が「着けないなら警察を呼びますよ」と言ったか言っていないか、明らかにされたい。被告 がマスクの着用を拒否した原告に対し、人前で、妻の前で、結婚記念日に警察を呼ぶと言ったことが本件訴訟提起に至った根本的な原因である。訴額からも明らかなとおり、原告が求めているのは、この点の謝罪でもある。警察を呼ぶとまで言って意に反するマスク着用を強制することは度が過ぎている。

そして、被告らは、「原告の訴訟提起は、被告 の発言をマスク不着用に強引に結び付けたものであって、事実とは異なる。」と主張するが、要領を得ない。すなわち、原告に本件クラブラウンジの利用資格がないのであれば、実際に警察を呼んで良い。しかし、そのようなことはなされなかった。原告らの利用資格は確認がとれているのである。本件チェックイン担当者には、直接本件クラブラウンジに行くことを伝え、だからこそ部屋ではなく携帯番号に電話してもらっている(甲16)。原告第1準備書面 P7 でも述べたが、原告の身なり(乙6)、本件ホテル内のレストラン『ザ・テラス』の予約時間を携帯電話に連絡してほしいという要望の内容、これに応じて実際に原告の携帯電話に連絡があったことからして、本件チェックイン担当者が、被告 からの照会に対して、原告のことを記憶していなかったということは考えられない。原告の本件クラブラウンジの利用資格は、被告 が本件チェックイン担当者に照会した時点で確認がとれていたものと思われる。被告

原告に対し、「着けないなら警察を呼びますよ」と言ったのである。マスクに関係なく、原告録画を開始する以前の段階で、いったい何を理由に警察を呼ぶことがあるのか。原告は、大真面目である。真摯な回答を求める。

#### 2「第2関連事実」に対して

被告らは、本件訴訟と関連しない事実について縷々述べるが、原告においては 本件訴訟を離れても重要な事実関係であるから、反論する。

# (1) 「1 過去マスクを着用していた事実」に対して

蛇足ではあるが、原告は、2021 年の秋頃までは、特に身近に感染者が出ていた時期など、自主的にマスクを着用することもあったが、それ以降は、マスクを着用しなくなった。 乙 7 の YouTube 動画をアップしたのは 2021 年 12 月 6 日であるが、比叡山に宿泊した日=当該動画の撮影日は、2021 年 10 月 8 日であって、だから原告は動画で T シャツを着ているのである。

原告は、マスクを着用しなくなった 2021 年の秋頃以降も、エニタイムフィットネスというジムにおいては、苛烈なマスク着用強制がなされていたために、口と鼻を出した状態で顎にマスクをひっかけるようにして筋トレを行なっていたが、顎にマスクを着けていること自体無意味であるから、2022 年の途中からは、ジム内で顎にマスクを着用することすら止めるに至っている。被告ら、もとい、被告ら代理人は、原告のツイート内容を揶揄するようであるが、原告はいたって真剣である。Change. org という署名サイトも活用し、エニタイムフィットネス本部と交渉し、その活動も影響した結果、2023 年 3 月 1 日にエニタイムフィットネスはマスク着用強制を解除するに至っている。

原告は、マスクくらい着ければ良いという一面的な価値判断の押し付けが、個人の尊厳への重大な侵害行為であると考えており、2022 年に入ってからは、弁護士たる自身の職業的使命感もあいまって、マスク着用強制については断固と

して反対の意思を示してきた。

# (2) 「2 原告のマスク着用に関する言動」に対して

本件宿泊拒否に先立ち、原告は、2022年8月26日にすしざんまい東新宿店でマスク不着用を理由に入店拒否された。運営会社のHPの問い合わせから苦情申し出を行い、回答とともに、Twitterに公開して問題提起した。

その約1ヶ月後に、本件宿泊拒否が起きた。原告は本件ホテルに対し、その翌 日には甲11と同内容の抗議文を郵送し(甲20)、その内容を Twitter にアップ したところ、その日以降急激にフォロワーが増えた。それまで1000名ほどだっ たフォロワーが、2023年3月22日に凍結されるまでには1万人を超えていた。 なお、被告らは、原告が被告

の氏名をマスキングしていないと主張する が、×××××という箇所をマスキングして公開した。Twitter で、多数派によ る人権侵害に異を唱える同志たちから応援してもらえたことは大いに助けられ た。実際対 JAL の訴訟は、寄付が集まったことで提起できたことは間違いない (乙 7・写真⑨)。陳述書でも述べたが日本の全体主義は異常である。原告は、 これに対して徹底的に戦うのが原告の使命であると考えており、新たに Twitter アカウントを作成した。本件訴訟と対 JAL の訴訟の帰趨は原告に期待してくれ ている人たちに報告する責任がある。残念ながら、現時点で過去のアカウントは 凍結したままであるが、これまで発信した全てのツイートは一点の疑義なく、原 告が確信を持って発信する社会正義のための言葉である。全て実名の弁護士桜 井康統として責任を持って発信してきた。カンセンタイサクの美名ももとに行 われた人権侵害に対して、法曹界は沈黙した。今でも日本の弁護士には幻滅して いる。原告は、この問題で元所属事務所のボスとも絶縁したし、本気である。

原告は、2022 年に入ってからは裁判所でも一切マスクを着用しなくなった。 マスク強制問題についても取り上げたところ、司法を担う国家機関である裁判 所でもマスク着用強制がなされているのかと、必ずしも中のことを知れるわけではない国民に対して、意味のある発信ができた(乙 7・写真③)。原告が代理人として担当していたある高裁事件では、マスクを着用しない原告に対し、裁判長が、後日行われる予定であった本人尋問を行わない旨の決定をするなど、異例の訴訟指揮がなされた。

両氏は、マスクの着用はもともと個人の判断であったにもかかわらず、同調圧力、全体主義、空気の支配でこれを事実上強制してきた日本において、原告ら、ごく一部の少数者・少数派が地道な言論活動を続ける中、ようやっと政府が、2023 年 3 月 13 日以降はマスクの着用は任意とする方針を示したにもかかわらず(繰り返すが、2023 年 3 月 13 日以前もマスクの着用は任意である。)、事実上の強制がされてきた少数者・少数派の苦痛には目もくれず、マスク着用強制を続けることを呼びかけたのである。しかも、基礎疾患のある者に対する配慮という、

ポリコレに藉口して。これ以上ない卑怯な言説を看過することはできない。

これまでも任意であったにもかかわらず、 | Kのような人間が、メディアを使って同調圧力を加速させ、少数者・少数派の尊厳を蹂躙してきた。

特に酷いのがこどもたちへのマスク着用強制、黙食強制である。批判的精神を目下涵養中の彼彼女たちが失った日常はもう取り戻すことができない。マスク着用強制に代表される、法令に基づかない人権侵害の問題点の詳細は、残念ながら却下された対国の訴状に記してある(原告のHPにて公開している)。

#### 第2小括

被告らは、原告第 1 準備書面に対して実質的な反論を行わず、その主張も関連事実として原告への人格攻撃 (ツイート内容の過激さから、原告の野蛮性の立証を図るというもの) に至り、また、「本件訴訟は、原告の反マスク活動の中で行われているものであるといえる。」という、それ自体主張立証構造の中でどのような意味を持つのか判然としない揶揄で小括するに至ったことから、原告被告ら双方の主張は概ね出揃ったものと思われる。

原告は真実しか語らない。法廷に立つ用意がある。どんな質問にも答える。尋問を経て、判決を求める。

以上